

別紙 2 (送配電等業務指針 抜粋)

【送配電等業務指針】

第 3 3 条 業務規程第 5 1 条第 1 号に基づく、計画策定プロセスの検討開始要件は次の各号に掲げるとおりとする。ただし、業務規程第 5 2 条第 2 項に掲げる場合には、計画策定プロセスの検討を開始しない。

二 広域的取引の環境整備に関する検討開始要件

ウ 地内基幹送電線の制約による出力制限の実績

一般送配電事業者の供給区域ごとの年間最大需要発生時又は年間最小需要発生時の地内基幹送電線の空容量の実績が運用容量の 5 % 以下となった場合又は本機関の情報提供の求めに対して電気供給事業者から発電設備等の出力に制限が生じている旨の申出があった場合において、地内基幹送電線の制約が原因で電気供給事業者の発電に恒常的な制限（託送供給契約にしたがった発電の制限その他系統連系の前提となっている制限を除く。）が発生している事実が確認されたとき